

○津山圏域資源循環施設組合情報公開条例

平成21年10月9日

津山圏域資源循環施設組合条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、行政文書の開示等を請求する住民の権利を明らかにし、情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、住民の広域行政に対する理解と信頼を深め、もって住民参加の促進と公正で開かれた広域行政の実現に寄与することを目的とする。

(準用)

第2条 津山圏域資源循環施設組合の情報公開に関する事項については、津山市情報公開条例（平成11年津山市条例第2号。以下「市条例」という。）第2条から第22条まで及び第24条の規定を準用する。この場合において、市条例の次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1号	市長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	管理者、公平委員会、監査委員及び議会
第5条	市内	圏域内
第16条第1項	津山市行政不服審査会条例（平成28年津山市条例第2号）に基づく津山市行政不服審査会	津山圏域資源循環施設組合行政不服審査会条例（平成28年津山圏域資源循環施設組合条例第3号）に基づく津山圏域資源循環施設組合行政不服審査会
本則	市民	津山圏域資源循環施設組合を構成する市町の住民
本則	市	組合
本則	市長	管理者

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成２８年３月２３日条例第３号）

この条例は、平成２８年４月 １日から施行する。

付 則（令和５年２月１７日条例第３号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。